



農薬の飛散を減らそう



5月29日から農薬のポジティブリスト制度が導入されます。

○残留農薬のポジティブリスト制度

食品衛生法が改正され、残留農薬のポジティブリスト制度が平成18年5月29日からはじまります。

この制度では、今まで残留農薬基準値がない農薬にも、0.01ppmという低い数値

が基準値として設定されることとなります。この基準をオーバーしてしますと、生産物の出荷停止・回収などの対応が求められる可能性があります。つまり、これまで以上に気をつけなくてはいけないのは…：
散布時に守りたいこと

○対策は

- ・散布量が多くなりすぎないように気をつけましょう
 - ・風の弱いときに風向きに気をつけて散布しましょう
 - ・散布の方向や位置に気をつけて散布しましょう
 - ・細かすぎる散布粒子のノズルは使わないようにし、散布圧力を上げすぎないようにしましょう
 - ・タンクやホースは洗いもれがないようにきれいに洗っておきましょう
- こんな対策も有効
- ・まわりの作物にも登録のある農薬を使用する
 - ・飛散しにくい剤型（粒剤等）の農薬を使用する
 - ・境界区域では農薬を散布しない
 - ・まわりの作物をネットやシートなどで一時的に覆う

女性も

認定農業者になりましょう

女性の農業経営への参画を促進し、女性の農業経営者としての位置付けを明確化するには、女性も積極的に認定農業者になることが重要です。



○認定農業者とは

農業経営のスペシャリストとして頑張っていくこうとする方が立てた計画（農業経営改善計画）を町が基本構想に照らして認定するものです。効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲のある方なら、どなたでも認定を受けることができます。

認定農業者になると、その計画達成に向けて、資金の借り入れや農地のあつせんなどのさまざまな支援措置を受けることができます。

○認定農業者制度の運用改善

平成15年6月から、家族経営協定等を結んでいる共同経営者もパートナーとともに認定農業者になれる道が開けました。